船　橋　市　登　園　許　可　証　明　書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名　　保育園　　園児氏名

該当疾患に〇	疾　患　名	登園停止期間の基準 ＊以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （ﾌﾟｰﾙ熱・ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （0 157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後２４～４８時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和　　年　　月　　日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和　　年　　月　　日より登園をしてよいことを証明します。

＊保育園生活での注意事項

（　　）

証明日：令和　　年　　月　　日　　医療機関名

医　師　名　　印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より　※一部「学校保健安全法施行規則準用

令和5年5月改訂：船 橋 市 作 成